

上越市グリーン購入調達方針

令和 6 年 1 月 19 日

「上越市グリーン購入基本方針」に基づき、グリーン購入の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

I 調達方針

特別な予算の措置を必要とせず、消耗品費で対応が可能な「紙類」「文具類」「制服・作業服」「作業手袋」について調達目標を設定し、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、基本方針）」（令和 5 年 12 月 22 日変更閣議決定）に従って購入することとする。ただし、社会的状況等により、必要に応じて市の独自基準を設定する。

その他の特定調達品目については、国の基本方針に従い購入するよう努めることとする。

II 調達目標

不適合品目を購入しないこととする。

また、紙類、文具類、制服・作業服、作業手袋の主な判断基準は以下のとおりとする。

なお、ここで規定している判断基準は、国の基本方針から主な内容を示したものであり、このほかにも国の基本方針に記載されている配慮事項や、第三者機関の認定する環境ラベル等を参考に、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めること。また、文具類中の空欄は、主に文具類共通に記載された内容が該当する。

○紙類

特定調達品目（紙類）	主な判断基準
コピー用紙	① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値 ¹ が 80 以上であること。
フォーム用紙	古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。
インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率 70%以上であること。
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	① 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を総合的に評価した総合評価値 ¹ が80以上であること。

特定調達品目（紙類）	主な判断基準
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	② 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ※ ただし、上記①及び②を満たす製品を納入することが困難な場合には、「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」（令和5年12月22日付け環境省大臣官房環境経済課事務連絡）を準用し、環境政策課の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。
トイレットペーパー	古紙パルプ配合率 100%であること。
ティッシュペーパー	

1) コピー用紙の総合評価指標についての解説（環境省ホームページ内資料）
http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/cp_h20.html

○文具類

特定調達品目（文具類）	主な判断基準
文具類共通	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただしポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の 20%以上使用されていること。 ② 金属を除く主要材料が木質の場合にあつては、間伐材等の木材が使用されていること。 ③ 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 ④ 大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア．原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。 イ．使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。 ⑤ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
シャープペンシル	
シャープペンシル替芯	〔判断の基準は容器に適用〕

特定調達品目（文具類）	主な判断基準
ボールペン	文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
マーキングペン	
鉛筆	
スタンプ台	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上使用されていること。
朱肉	
印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用〕
ステープラー（汎用型） ※針を使用する製品	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。
ステープラー （汎用型以外） ※針を使用しない製品	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上使用されていること。
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ （例：紙ガムテープ）	テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、 又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

特定調達品目（文具類）	主な判断基準
両面粘着紙テープ	テープ基材については古紙パルプ配合率 40%以上であること。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合はプラスチック重量の 35%以上使用されていること。
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用 スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削（手動）	
OA クリーナー （ウェットタイプ）	〔判断の基準は容器に適用〕 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合はプラスチック重量の 35%以上使用されていること。
OA クリーナー （液タイプ）	〔判断の基準は容器に適用〕
ダストブロワー	フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
レターケース	
メディアケース	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること。ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合はプラスチック重量の 35%以上使用されていること。 ② CD、DVD 及び BD 用にあっては、厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること。 ③ バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	

特定調達品目（文具類）	主な判断基準
OAフィルター （枠あり）	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ② 枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHP フィルム	再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。
絵筆	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合はプラスチック重量の35%以上使用されていること。
絵の具	〔判断の基準は容器に適用〕
墨汁	
のり（液状） （補充用を含む）	
のり（澱粉のり） （補充用を含む）	
のり（固形） （補充用を含む）	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	
ファイル	金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。
バインダー	
ファイリング用品	
アルバム（台紙を含む）	
つづりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。 ② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合はプラスチック重量の35%以上使用されていること。
カードケース	
事務用封筒（紙製）	古紙パルプ配合率40%以上であること。

特定調達品目（文具類）	主な判断基準
窓付き封筒（紙製）	古紙パルプ配合率 40%以上であること。 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙	① 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 ② 塗工されているものにあつては、塗工量が両面で 30g/m ² 以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ③ 塗工されていないものにあつては、白色度が 70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	
タックラベル	金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上であること（粘着部分を除く。）。
インデックス	
付箋紙	
付箋フィルム	
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザ	
額縁	
テープ印字機等用カセット	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② 次の要件を満たすこと。 ア．使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ．通常の使用条件により、5 回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ．工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ．工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の 95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
テープ印字機等用テープ	次のいずれかの要件を満たすこと。

特定調達品目（文具類）	主な判断基準
	① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。
ごみ箱	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ	
チョーク	再生材料が10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	再生材料が70%以上使用されていること。
梱包用バンド	① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ② 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。

○制服・作業服

特定調達品目（制服・作業服）	主な判断基準
制服 作業服	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再生使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が

	10%以上であること。 ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥ エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
--	---

○作業手袋

特定調達品目 (作業手袋)	主な判断基準
作業手袋	主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ② ポストコンシューマー材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ③ 未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗装加工部分を除く）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

Ⅲ その他

調達目標以外の物品等の購入については、環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定）を参考にし、購入するよう努めること。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)